

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ジェイ・シーワイヤリングシステム
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鈴木 君男
- (3) 所在地：愛知県西尾市上矢田町川原54番地1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (20 件)

- 平成30年 1月24日認定 「認 1706004307」 「認 1706004308」 「認 1706004309」
「認 1706004310」
- 8月22日認定 「認 1806031949」 「認 1806031950」 「認 1806031951」
「認 1806031952」
- 9月25日認定 「認 1806038599」 「認 1806038600」 「認 1806038601」
「認 1806038602」
- 平成31年 3月 4日認定 「認 1806067409」 「認 1806067410」 「認 1806067411」
「認 1806067412」 「認 1806067413」
- 令和 元年 7月18日認定 「認 1906002224」 「認 1906002226」 「認 1906002228」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第5号の規定に基づき、令和2年10月23日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、及び外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。